

市区町村別集計項目(推進体制等)

北海道	
市区町村数	179

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					25	34	19				179						
1	100	札幌市	札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課	1	1	1	1	札幌市男女共同参画推進条例	2002年10月7日	2003年1月1日		第5次男女共同参画さっぽろプラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
1	202	函館市	市民・男女共同参画課	1	2	1	1	函館市男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
1	203	小樽市	生活環境部男女共同参画課	1	1	1	1				3	第3次小樽市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1		
1	204	旭川市	女性活躍推進部女性活躍推進課	1	1	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
1	205	室蘭市	地域生活課	1	2	1	1				0	第2次室蘭市男女平等参画基本計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
1	206	釧路市	市民協働推進課	1	2	0	1	釧路市男女平等参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		くしろ男女平等参画プラン	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				0	第3次おびひろ男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1		
1	208	北見市	市民生活課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するための条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次男女共同参画プランきたみ	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
1	209	夕張市	総務企画課	1	2	0	0				0					0	1
1	210	岩見沢市	市民環境部市民連携室	1	2	0	0				0	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
1	211	網走市	企画総務部企画調整課	1	2	1	1				0	第3次網走市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
1	212	留萌市	政策調整課	1	2	1	0				0	第2次留萌市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2032年3月	1	1		
1	213	苫小牧市	総合政策部協働・男女平等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
1	214	稚内市	稚内市企画総務部企画調整課	1	2	0	1	稚内市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第3次稚内市男女共同参画行動計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
1	215	美唄市	美唄デザイン課	1	2	1	0	美唄市男女共同参画条例	2009年12月18日	2010年4月1日		美唄市男女共同参画計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
1	216	芦別市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次芦別市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		
1	217	江別市	生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するための条例	2009年3月30日	2009年4月1日		江別市男女共同参画基本計画中間見直し版	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
1	218	赤平市	赤平市教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0					0	0
1	219	紋別市	市民生活部市民協働課市民協働係	1	2	0	0				0	第2次紋別市男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
1	220	士別市	市民部くらし安全課	1	2	0	1	士別市男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
1	221	名寄市	環境生活課	1	2	1	1	名寄市男女共同参画推進条例	2015年12月1日	2016年4月1日		第3次名寄市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
1	222	三笠市	社会教育課	2	2	0	0				0					0	0
1	223	根室市	総合政策室	1	2	1	0				0	根室市男女共同参画基本計画	2016年3月 ~ 2025年3月	1	1		
1	224	千歳市	市民生活課	1	2	1	1				0	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
1	225	滝川市	くらし支援課	1	2	0	0				0	滝川市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
1	226	砂川市	教育委員会社会教育課社会教育係	2	2	0	0				0					0	0
1	227	歌志内市	総務課	1	2	0	0				0					0	1
1	228	深川市	企画財政課	1	2	1	1				0	第3次深川市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1		
1	229	富良野市	コミュニティ推進課	1	2	0	1				0	第2次富良野市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
1	230	登別市	市民生活部市民協働グループ	1	1	1	1				0	登別市男女共同参画基本計画(第3次)	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1		
1	231	恵庭市	恵庭市総務部総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	2003年7月2日	2003年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
1	233	伊達市	企画財政部企画財政課	1	2	1	1				0	第3次伊達市男女共同参画基本計画	2022年3月 ~ 2032年3月	1	1		
1	234	北広島市	市民生活課	1	2	0	1				0	第3次きたひろしま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
1	235	石狩市	広聴・市民生活課	1	2	1	1				0	第4次石狩市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
1	236	北斗市	市民課	1	2	0	0	北斗市男女共同参画推進条例	2006年2月1日	2006年2月1日		第2次北斗市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1		
1	303	当別町	住民環境部環境生活課町民生活係	1	2	0	0				0					0	0
1	304	新篠津村	教育委員会	2	2	1	0				0	新篠津村男女共同参画計画	2022年12月19日 ~ 2027年3月31日	1	1		
1	331	松前町	町民課 生活環境係	1	2	0	0				0					0	0
1	332	福島町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次福島町総合計画)	2016年4月 ~ 2024年3月	0	0		
1	333	知内町	総務課総務係	1	2	0	0				2					0	0
1	334	木古内町	町民課 住民グループ	1	2	0	0				0					0	0
1	337	七飯町	七飯町政策推進課	1	2	0	1	七飯町男女平等参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次七飯町男女平等参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無		問4-1 有			問4-1 無				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
1	343	鹿部町	民生課	1	2	0	0				0	(第6次鹿部町総合計画)	2023年4月	~	2032年3月	0	0	
1	345	森町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次森町総合開発振興計画)	2018年4月	~	2027年3月	0	0	
1	346	八雲町	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次八雲町男女共同参画プラン	2015年4月	~	2025年3月	0	1	
1	347	長万部町	保健福祉課	1	2	0	0				0	(第4次長万部町まちづくり総合計画)	2021年4月	~	2031年3月	1	0	
1	361	江差町	総務課	1	2	0	0				0	第2次江差町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
1	362	上ノ国町	住民課住民環境グループ	1	2	0	0				0					0	0	0
1	363	厚沢部町	住民税務課生活安全係	1	2	0	0				0	第2次厚沢部町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
1	364	乙部町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	1
1	367	奥尻町	住民課	1	2	0	1				0	奥尻町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
1	370	今金町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第2次今金町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2025年4月	0	1	
1	371	せたな町	総務課	1	2	0	0				0	せたな町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
1	391	島牧村	総務課総務係	1	2	0	0				0					0	0	0
1	392	寿都町	企画課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	393	黒松内町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	394	蘭越町	住民福祉課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	395	ニセコ町	企画環境課自治創生係	1	2	0	0				0					0	0	0
1	396	真狩村	総務課	1	2	0	0				0	(第6次真狩村総合計画)	2021年4月	~	2030年3月	0	0	
1	397	留寿都村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次留寿都村総合計画)	2021年3月	~	2030年2月	1	0	
1	398	喜茂別町	まちづくり振興課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	399	京極町	企画振興課	1	2	0	0				0	(第6次京極町総合計画)	2022年4月	~	2031年3月	1	0	
1	400	倶知安町	総務課総務係	1	2	0	1	男女が平等に参加する倶知安のまちをつくる条例	2005年3月29日	2005年4月1日		男女が平等に参加する倶知安のまちをつくる推進プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
1	401	共和町	総務課	1	2	0	0				0	(第8次共和町総合計画)	2019年4月	~	2029年3月	0	0	
1	402	岩内町	経営企画部 総務課 総務係	1	2	0	0				3	(岩内町総合振興計画)	2021年4月	~	2030年3月	0	0	
1	403	泊村	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	404	神恵内村	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	405	積丹町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	406	古平町	町民課生活環境係	1	2	0	0				0					0	0	0
1	407	仁木町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期仁木町総合計画)	2021年4月	~	2030年3月	0	0	
1	408	余市町	総務部 総務課 総務係	1	2	0	1	余市町男女共同参画推進条例	2007年2月21日	2007年4月1日		余市町男女共同参画計画(改訂版)	2017年4月	~	2027年3月	1	1	
1	409	赤井川村	総務課総務係	1	2	0	0				0	(第4期赤井川村総合計画)	2016年4月	~	2025年3月	0	0	
1	423	南幌町	まちづくり課 企画情報グループ	1	2	0	0				2	(第6期南幌町総合計画後期基本計画)	2022年4月	~	2026年3月	0	0	
1	424	奈井江町	企画財政課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	425	上砂川町	上砂川町教育委員会	2	2	0	0				0	(第7期上砂川町総合計画後期計画)	2021年4月	~	2024年3月	0	0	
1	427	由仁町	総務課	1	1	0	0				0					0	0	0
1	428	長沼町	総務財政課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	429	栗山町	総務課	1	2	0	0				0	(栗山町第7次総合計画)	2023年4月	~	2030年3月	0	0	
1	430	月形町	企画振興課企画係	1	2	0	0				0	(月形町第4次総合振興計画)	2020年4月1日	~	2025年3月31日	0	0	
1	431	浦臼町	総務課	1	2	0	0				0	(浦臼町第4次総合振興計画)	2015年4月	~	2025年3月	0	0	
1	432	新十津川町	住民課	1	2	0	0				0	(新十津川町第6次総合計画)	2022年4月	~	2032年3月	0	0	
1	433	妹背牛町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	434	秩父別町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次秩父別町総合計画(第2次基本計画編))	2021年4月1日	~	2026年3月31日	0	0	
1	436	雨竜町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	437	北竜町	企画振興課	1	2	0	0				0	(北竜町総合計画)	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	0	
1	438	沼田町	総務財政課	1	2	0	0				2					0	0	0
1	452	鷹栖町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	453	東神楽町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	東神楽町男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2024年3月31日	1	1	
1	454	当麻町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	(第6次当麻町総合計画)	2023年4月1日	~	2033年3月31日	0	0	
1	455	比布町	総務企画課総合政策室	1	2	0	0				0					0	0	0
1	456	愛別町	総務企画課	1	2	0	0				0	(第11次愛別町振興計画)	2020年4月	~	2030年3月	0	0	
1	457	上川町	地域魅力創造課地域魅力創造グループ	1	2	0	0				0	(第10次上川町総合計画)	2018年4月	~	2027年3月	0	0	
1	458	東川町	企画総務課総務室	1	2	0	0				0					0	0	0
1	459	美瑛町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	460	上富良野町	町民生活課	1	2	0	0				0	(第6次上富良野町総合計画)	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	0	
1	461	中富良野町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期まちづくり総合計画)	2021年4月1日	~	2030年3月31日	0	0	
1	462	南富良野町	企画課企画振興係	1	2	0	0				0	(第6次南富良野町総合計画)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	0	0	
1	463	占冠村	総務課	1	1	0	0				0					0	0	0
1	464	和寒町	総務課	1	2	0	0				0					0	0	0
1	465	剣淵町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期剣淵町総合計画)	2021年4月	~	2031年3月	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無		問4-1 有			問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
1	468	下川町	政策推進課	1	2	0	0				0				0	0
1	469	美深町	美深町教育委員会	2	2	0	0				0				0	0
1	470	音威子府村	総務課総務財政室	1	2	0	0				0	(第6期音威子府村総合計画)	2023年4月 ~ 2032年3月	0	0	0
1	471	中川町	総務課総務財政室	1	2	0	0				0				0	0
1	472	幌加内町	総務課総務係	1	2	0	0				0				0	0
1	481	増毛町	企画財政課	1	2	0	0				0	増毛町男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	482	小平町	総務課	1	2	0	0				0	小平町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	483	苫前町	住民生活課	1	2	0	0				0	苫前町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
1	484	羽幌町	地域振興課	1	2	0	0				0				0	0
1	485	初山別村	総務課	1	2	0	0				0	(第8期初山別村総合振興計画)	2021年4月 ~ 2032年3月	0	0	
1	486	遠別町	遠別町教育委員会 社会教育係	2	2	0	0				2				0	1
1	487	天塩町	住民課	1	2	0	0				0	(第7期天塩町総合振興計画)	2019年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	511	猿払村	総務課	1	2	0	0				0	(第7次猿払村総合計画)	2016年4月 ~ 2026年3月	0	0	
1	512	浜頓別町	住民課	1	2	0	0				0	(第6次浜頓別町まちづくり総合計画)	2019年4月1日 ~ 2028年3月1日	0	0	
1	513	中頓別町	総務課総務グループ	1	2	0	0				0	(第8期中頓別町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	0	
1	514	枝幸町	総務課	1	1	0	0				0	(第2次枝幸町まちづくり計画)	2016年3月 ~ 2025年2月	1	0	
1	516	豊富町	総務課地域振興室	1	2	0	0				0				0	0
1	517	礼文町	総務課企画係	1	2	0	0				0				0	0
1	518	利尻町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	519	利尻富士町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	520	幌延町	住民生活課	1	2	0	0				0	(第6次幌延町総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
1	543	美幌町	町民活動課	1	2	1	0				0	びほろ男女共同参画プラン(第4次)	2019年4月 ~ 2027年3月	1	1	
1	544	津別町	住民企画課住民環境係	1	2	0	0				0				0	0
1	545	斜里町	総務部企画総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	546	清里町	総務課総務グループ	1	2	0	0				2				0	0
1	547	小清水町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次小清水町総合計画)	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0	
1	549	訓子府町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次訓子府町総合計画)	2017年4月 ~ 2026年3月	1	0	
1	550	置戸町	企画財政課	1	2	0	0				0				0	0
1	552	佐呂間町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	555	遠軽町	民生部住民生活課	1	2	0	0				0				0	0
1	559	湧別町	総務課 総務グループ	1	2	0	0				0	(第3期湧別町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	0	
1	560	滝上町	まちづくり推進課まちづくり推進係	1	2	0	0				0				0	0
1	561	興部町	総務課 総務係	1	2	0	0				0				0	0
1	562	西興部村	企画総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	563	雄武町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期雄武町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	564	大空町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	571	豊浦町	総務課庶務係	1	2	0	0				0	(第6次豊浦町総合計画(後期基本計画))	2023年4月 ~ 2028年3月	1	0	
1	575	壮瞥町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	578	白老町	生活環境課	1	2	0	1				0	白老町男女共同参画計画	2020年1月 ~ 2024年3月	1	1	
1	581	厚真町	総務課総務人事グループ	1	2	0	0				0				0	0
1	584	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社会教育課	2	2	1	1				0	洞爺湖町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	0	1	
1	585	安平町	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次安平町男女共同参画基本計画	2019年6月 ~ 2024年3月	1	1	
1	586	むかわ町	総合政策課	1	2	0	0				0	(第2次むかわ町まちづくり計画)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0	
1	601	日高町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次日高町総合振興計画)	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	602	平取町	まちづくり課	1	2	0	0				2	(第6次平取町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	604	新冠町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
1	607	浦河町	企画課	1	2	0	0				2	(第7次浦河町総合計画 後期基本計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	608	様似町	企画調整課	1	2	0	1	様似町男女共同参画条例	2000年12月18日	2000年12月18日		第3次様似町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
1	609	えりも町	企画課振興係	1	2	0	0				0				0	0
1	610	新ひだか町	総務部企画課	1	2	0	0				0				0	0
1	631	音更町	企画財政部企画課企画調整係	1	2	0	0				0	おとふけ男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
1	632	士幌町	士幌町総務課	1	2	1	1	士幌町男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4期士幌町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	633	上士幌町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第6期上士幌町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	0	
1	634	鹿追町	企画課	1	2	0	0				0	(第7期鹿追町総合計画)	2020年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	635	新得町	町民課	1	2	0	0				0	(第8期総合計画)	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0	
1	636	清水町	企画課 企画統計係	1	2	0	0				0				0	1
1	637	芽室町	政策推進課	1	2	0	1	芽室町男女共同参画推進条例	2004年3月3日	2004年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	638	中札内村	総務課企画財政グループ	1	2	0	1				0	第3次中札内村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
1	639	更別村	総務課	1	2	0	0				0				0	0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
1	641	大樹町	大樹町役場 総務課	1	2	0	0				0					0	0
1	642	広尾町	広尾町企画課	1	2	0	0				0					0	0
1	643	幕別町	住民生活部住民課	1	2	0	0				0					0	1
1	644	池田町	企画財政課 企画統計係	1	2	0	0				0	(池田町第5次総合計画)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	0		
1	645	豊頃町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次豊頃町まちづくり総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0		
1	646	本別町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第7次本別町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	1	0		
1	647	足寄町	総務課企画財政室	1	2	0	0				0	(足寄町第6次総合計画)	2015年4月 ~ 2024年3月	0	0		
1	648	陸別町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期陸別町総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0		
1	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	浦幌町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年2月	1	1		
1	661	釧路町	釧路町総合政策課	1	2	0	0				0	(第6次釧路町総合計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	0	0		
1	662	厚岸町	厚岸町教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				2	(第6期厚岸町総合計画)	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0		
1	663	浜中町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期浜中町まちづくり総合計画)	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0		
1	664	標茶町	企画財政課	1	2	0	0				0	(標茶町第5期総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0		
1	665	弟子屈町	まちづくり政策課政策調整	1	2	0	0				0	弟子屈町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
1	667	鶴居村	総務課	1	2	0	0				0	(第5次鶴居村総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0		
1	668	白糠町	企画総務部総務課総務係	1	2	0	0				0	(第8次白糠町総合計画)	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0		
1	691	別海町	福祉部町民課	1	2	0	0				0					0	1
1	692	中標津町	政策推進課	1	2	0	0				0	(第7期中標津町総合計画 前期基本計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0		
1	693	標津町	企画政策課	1	2	0	0				0					0	1
1	694	羅臼町	企画振興課	1	2	0	0				0					0	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			8									2	6	2	6	0	3	5	0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	<a href="https://www.danjyo.sl-plaza.jp/">https://www.danjyo.sl-plaza.jp/</a>		○	○						○	
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	北海道函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	<a href="https://www.hakodate-iosen.com/">https://www.hakodate-iosen.com/</a>		○	○						○	
1	203	小樽市																	
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-36-7610	<a href="http://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html">http://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html</a>		○	○					○		
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール	050-0083	北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	<a href="http://www.kujiran.net/danjyo/">http://www.kujiran.net/danjyo/</a>	○		○						○	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地釧路フィッシャーマンズワーフMOO内	0154-65-1034	0154-65-1356	<a href="https://furatto946.jimdofree.com/">https://furatto946.jimdofree.com/</a>		○	○						○	
1	207	帯広市																	
1	208	北見市																	
1	209	夕張市																	
1	210	岩見沢市																	
1	211	網走市																	
1	212	留萌市																	
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター		053-0021	苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-37-2233	<a href="http://www.tomakomai-shakvo.or.jp">http://www.tomakomai-shakvo.or.jp</a>		○	○						○	
1	214	稚内市																	
1	215	美唄市																	
1	216	芦別市																	
1	217	江別市																	
1	218	赤平市																	
1	219	紋別市																	
1	220	士別市																	
1	221	名寄市																	
1	222	三笠市																	
1	223	根室市																	
1	224	千歳市																	
1	225	滝川市																	
1	226	砂川市																	
1	227	歌志内市																	
1	228	深川市																	
1	229	富良野市																	
1	230	登別市																	
1	231	恵庭市																	
1	233	伊達市																	
1	234	北広島市																	
1	235	石狩市																	
1	236	北斗市																	
1	303	当別町																	
1	304	新篠津村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
1	331	松前町																			
1	332	福島町																			
1	333	知内町																			
1	334	木古内町																			
1	337	七飯町																			
1	343	鹿部町																			
1	345	森町																			
1	346	八雲町																			
1	347	長万部町																			
1	361	江差町																			
1	362	上ノ国町																			
1	363	厚沢部町																			
1	364	乙部町																			
1	367	奥尻町																			
1	370	今金町																			
1	371	せたな町																			
1	391	島牧村																			
1	392	寿都町																			
1	393	黒松内町																			
1	394	蘭越町																			
1	395	二セコ町																			
1	396	真狩村																			
1	397	留寿都村																			
1	398	喜茂別町																			
1	399	京極町																			
1	400	倶知安町																			
1	401	共和町																			
1	402	岩内町																			
1	403	泊村																			
1	404	神恵内村																			
1	405	積丹町																			
1	406	古平町																			
1	407	仁木町																			
1	408	余市町																			
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	健康支援センター	046-0592	北海道余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0135-34-6644	https://akaigawa.com	○		○							○		
1	423	南幌町																			
1	424	奈井江町																			
1	425	上砂川町																			
1	427	由仁町																			
1	428	長沼町																			
1	429	栗山町																			
1	430	月形町																			
1	431	浦臼町																			
1	432	新十津川町																			
1	433	妹背牛町																			
1	434	秩父別町																			
1	436	雨竜町																			
1	437	北竜町																			
1	438	沼田町																			
1	452	鷹栖町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
1	453	東神楽町																			
1	454	当麻町																			
1	455	比布町																			
1	456	愛別町																			
1	457	上川町																			
1	458	東川町																			
1	459	美瑛町																			
1	460	上富良野町																			
1	461	中富良野町																			
1	462	南富良野町																			
1	463	占冠村																			
1	464	和寒町																			
1	465	剣淵町																			
1	468	下川町																			
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp		○	○				○					
1	470	音威子府村																			
1	471	中川町																			
1	472	幌加内町																			
1	481	増毛町																			
1	482	小平町																			
1	483	苫前町																			
1	484	羽幌町																			
1	485	初山別村																			
1	486	遠別町																			
1	487	天塩町																			
1	511	猿払村																			
1	512	浜頓別町																			
1	513	中頓別町																			
1	514	枝幸町																			
1	516	豊富町																			
1	517	礼文町																			
1	518	利尻町																			
1	519	利尻富士町																			
1	520	幌延町																			
1	543	美幌町																			
1	544	津別町																			
1	545	斜里町																			
1	546	清里町																			
1	547	小清水町																			
1	549	訓子府町																			
1	550	置戸町																			
1	552	佐呂間町																			
1	555	遠軽町																			
1	559	湧別町																			
1	560	滝上町																			
1	561	興部町																			
1	562	西興部村																			
1	563	雄武町																			
1	564	大空町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
1	571	豊浦町																			
1	575	壮瞥町																			
1	578	白老町																			
1	581	厚真町																			
1	584	洞爺湖町																			
1	585	安平町																			
1	586	むかわ町																			
1	601	日高町																			
1	602	平取町																			
1	604	新冠町																			
1	607	浦河町																			
1	608	様似町																			
1	609	えりも町																			
1	610	新ひだか町																			
1	631	音更町																			
1	632	士幌町																			
1	633	上士幌町																			
1	634	鹿追町																			
1	635	新得町																			
1	636	清水町																			
1	637	芽室町																			
1	638	中札内村																			
1	639	更別村																			
1	641	大樹町																			
1	642	広尾町																			
1	643	幕別町																			
1	644	池田町																			
1	645	豊頃町																			
1	646	本別町																			
1	647	足寄町																			
1	648	陸別町																			
1	649	浦幌町																			
1	661	釧路町																			
1	662	厚岸町																			
1	663	浜中町																			
1	664	標茶町																			
1	665	弟子屈町																			
1	667	鶴居村																			
1	668	白糠町																			
1	691	別海町																			
1	692	中標津町																			
1	693	標津町																			
1	694	羅臼町																			



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用(常勤)期間(雇用)の定めがない職員)	用(非常勤)期間(雇用)の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
8					6	5	4	7	1	5	1	1	1				
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター	2003年9月1日	23	15	10,636	○	○	○	○	○	○	○	○	健康支援事業、託児事業	
1	202	函館市	函館市女性センター	1972年4月22日	7	1	2,450	○	○	○	○					託児の実施	
1	203	小樽市			0	0	0										
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール	1988年11月1日	32	0	100,394				○	○				施設及び設備の維持管理, 施設使用申請, 旭川市の事業に関する業務(男女共同参画推進事業に関する受付)	
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	1981年5月1日	0	3	9,001	○	○		○						
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	2015年9月24日	5	0	19,193	○	○	○	○		○			図書貸出	
1	207	帯広市			0	0	0										
1	208	北見市			0	0	0										
1	209	夕張市			0	0	0										
1	210	岩見沢市			0	0	0										
1	211	網走市			0	0	0										
1	212	留萌市			0	0	0										
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	1994年10月23日	4	2	23,832	○	○	○	○						
1	214	稚内市			0	0	0										
1	215	美唄市			0	0	0										
1	216	芦別市			0	0	0										
1	217	江別市			0	0	0										
1	218	赤平市			0	0	0										
1	219	紋別市			0	0	0										
1	220	士別市			0	0	0										
1	221	名寄市			0	0	0										
1	222	三笠市			0	0	0										
1	223	根室市			0	0	0										
1	224	千歳市			0	0	0										
1	225	滝川市			0	0	0										
1	226	砂川市			0	0	0										
1	227	歌志内市			0	0	0										
1	228	深川市			0	0	0										
1	229	富良野市			0	0	0										
1	230	登別市			0	0	0										
1	231	恵庭市			0	0	0										
1	233	伊達市			0	0	0										
1	234	北広島市			0	0	0										
1	235	石狩市			0	0	0										
1	236	北斗市			0	0	0										
1	303	当別町			0	0	0										
1	304	新篠津村			0	0	0										
1	331	松前町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業													
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	332	福島町			0	0	0														
1	333	知内町			0	0	0														
1	334	木古内町			0	0	0														
1	337	七飯町			0	0	0														
1	343	鹿部町			0	0	0														
1	345	森町			0	0	0														
1	346	八雲町			0	0	0														
1	347	長万部町			0	0	0														
1	361	江差町			0	0	0														
1	362	上ノ国町			0	0	0														
1	363	厚沢部町			0	0	0														
1	364	乙部町			0	0	0														
1	367	奥尻町			0	0	0														
1	370	今金町			0	0	0														
1	371	せたな町			0	0	0														
1	391	島牧村			0	0	0														
1	392	寿都町			0	0	0														
1	393	黒松内町			0	0	0														
1	394	蘭越町			0	0	0														
1	395	ニセコ町			0	0	0														
1	396	真狩村			0	0	0														
1	397	留寿都村			0	0	0														
1	398	喜茂別町			0	0	0														
1	399	京極町			0	0	0														
1	400	倶知安町			0	0	0														
1	401	共和町			0	0	0														
1	402	岩内町			0	0	0														
1	403	泊村			0	0	0														
1	404	神恵内村			0	0	0														
1	405	積丹町			0	0	0														
1	406	古平町			0	0	0														
1	407	仁木町			0	0	0														
1	408	余市町			0	0	0														
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	2001年12月26日	9	1	8,408				○	○									
1	423	南幌町			0	0	0														
1	424	奈井江町			0	0	0														
1	425	上砂川町			0	0	0														
1	427	由仁町			0	0	0														
1	428	長沼町			0	0	0														
1	429	栗山町			0	0	0														
1	430	月形町			0	0	0														
1	431	浦臼町			0	0	0														
1	432	新十津川町			0	0	0														
1	433	妹背牛町			0	0	0														
1	434	秩父別町			0	0	0														
1	436	雨竜町			0	0	0														
1	437	北竜町			0	0	0														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業													
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	438	沼田町			0	0	0														
1	452	鷹栖町			0	0	0														
1	453	東神楽町			0	0	0														
1	454	当麻町			0	0	0														
1	455	比布町			0	0	0														
1	456	愛別町			0	0	0														
1	457	上川町			0	0	0														
1	458	東川町			0	0	0														
1	459	美瑛町			0	0	0														
1	460	上富良野町			0	0	0														
1	461	中富良野町			0	0	0														
1	462	南富良野町			0	0	0														
1	463	占冠村			0	0	0														
1	464	和寒町			0	0	0														
1	465	剣淵町			0	0	0														
1	468	下川町			0	0	0														
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	1998年7月18日	14	0	57,471	○													
1	470	音威子府村			0	0	0														
1	471	中川町			0	0	0														
1	472	幌加内町			0	0	0														
1	481	増毛町			0	0	0														
1	482	小平町			0	0	0														
1	483	苫前町			0	0	0														
1	484	羽幌町			0	0	0														
1	485	初山別村			0	0	0														
1	486	遠別町			0	0	0														
1	487	天塩町			0	0	0														
1	511	猿払村			0	0	0														
1	512	浜頓別町			0	0	0														
1	513	中頓別町			0	0	0														
1	514	枝幸町			0	0	0														
1	516	豊富町			0	0	0														
1	517	礼文町			0	0	0														
1	518	利尻町			0	0	0														
1	519	利尻富士町			0	0	0														
1	520	幌延町			0	0	0														
1	543	美幌町			0	0	0														
1	544	津別町			0	0	0														
1	545	斜里町			0	0	0														
1	546	清里町			0	0	0														
1	547	小清水町			0	0	0														
1	549	訓子府町			0	0	0														
1	550	置戸町			0	0	0														
1	552	佐呂間町			0	0	0														
1	555	遠軽町			0	0	0														
1	559	湧別町			0	0	0														
1	560	滝上町			0	0	0														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業													
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	561	興部町			0	0	0														
1	562	西興部村			0	0	0														
1	563	雄武町			0	0	0														
1	564	大空町			0	0	0														
1	571	豊浦町			0	0	0														
1	575	壮瞥町			0	0	0														
1	578	白老町			0	0	0														
1	581	厚真町			0	0	0														
1	584	洞爺湖町			0	0	0														
1	585	安平町			0	0	0														
1	586	むかわ町			0	0	0														
1	601	日高町			0	0	0														
1	602	平取町			0	0	0														
1	604	新冠町			0	0	0														
1	607	浦河町			0	0	0														
1	608	様似町			0	0	0														
1	609	えりも町			0	0	0														
1	610	新ひだか町			0	0	0														
1	631	音更町			0	0	0														
1	632	士幌町			0	0	0														
1	633	上士幌町			0	0	0														
1	634	鹿追町			0	0	0														
1	635	新得町			0	0	0														
1	636	清水町			0	0	0														
1	637	芽室町			0	0	0														
1	638	中札内村			0	0	0														
1	639	更別村			0	0	0														
1	641	大樹町			0	0	0														
1	642	広尾町			0	0	0														
1	643	幕別町			0	0	0														
1	644	池田町			0	0	0														
1	645	豊頃町			0	0	0														
1	646	本別町			0	0	0														
1	647	足寄町			0	0	0														
1	648	陸別町			0	0	0														
1	649	浦幌町			0	0	0														
1	661	釧路町			0	0	0														
1	662	厚岸町			0	0	0														
1	663	浜中町			0	0	0														
1	664	標茶町			0	0	0														
1	665	弟子屈町			0	0	0														
1	667	鶴居村			0	0	0														
1	668	白糠町			0	0	0														
1	691	別海町			0	0	0														
1	692	中標津町			0	0	0														
1	693	標津町			0	0	0														
1	694	羅臼町			0	0	0														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			35	0	0.0	44	1	2.3	144	1	0.7	146	1	0.7	15,008	731	4.9
1	100	札幌市				1	0	0.0	3	0	0.0							2296	233	10.1
1	202	函館市				1	0	0.0	2	1	50.0							176	15	8.5
1	203	小樽市				1	0	0.0	1	0	0.0							148	8	5.4
1	204	旭川市				1	0	0.0	2	0	0.0							1221	46	3.8
1	205	室蘭市				1	0	0.0	2	0	0.0							148	12	8.1
1	206	釧路市	2018年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1	0	0.0	2	0	0.0							482	38	7.9
1	207	帯広市				1	0	0.0	2	0	0.0							754	49	6.5
1	208	北見市				1	0	0.0	1	0	0.0							763	42	5.5
1	209	夕張市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	4	5.1
1	210	岩見沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							218	8	3.7
1	211	網走市				1	0	0.0	1	0	0.0							195	14	7.2
1	212	留萌市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	8	5.6
1	213	苫小牧市	2013年11月17日	苫小牧市男女平等参画都市宣言	2	1		0.0	2		0.0							82	4	4.9
1	214	稚内市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	0	0.0
1	215	美唄市				1	0	0.0	1	0	0.0							240	9	3.8
1	216	芦別市				1	0	0.0	1	0	0.0							36	1	2.8
1	217	江別市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	13	8.3
1	218	赤平市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	0	0.0
1	219	紋別市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
1	220	士別市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
1	221	名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0							72	1	1.4
1	222	三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	7	7.4
1	223	根室市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
1	224	千歳市				1	0	0.0	1	0	0.0							145	6	4.1
1	225	滝川市				1	0	0.0	1	0	0.0							280	18	6.4
1	226	砂川市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	2	2.3
1	227	歌志内市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	3	16.7
1	228	深川市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	1	0.8
1	229	富良野市				1	0	0.0	1	0	0.0							188	2	1.1
1	230	登別市				1	0	0.0	1	0	0.0							95	3	3.2
1	231	恵庭市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	3	4.9
1	233	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	3	2.9
1	234	北広島市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	15	9.2
1	235	石狩市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	8	6.7
1	236	北斗市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	2	2.3

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
1	303	当別町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0	
1	304	新篠津村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2	
1	331	松前町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	
1	332	福島町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
1	333	知内町									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	334	木古内町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0	
1	337	七飯町									1	0	0.0	1	0	0.0	72	9	12.5	
1	343	鹿部町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8	
1	345	森町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9	
1	346	八雲町									1	0	0.0	1	0	0.0	125	3	2.4	
1	347	長万部町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	
1	361	江差町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3	
1	362	上ノ国町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
1	363	厚沢部町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
1	364	乙部町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0	
1	367	奥尻町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0	
1	370	今金町									1	0	0.0	1	0	0.0	75	4	5.3	
1	371	せたな町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	2	3.0	
1	391	島牧村									1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0	
1	392	寿都町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
1	393	黒松内町									1	0	0.0	1	0	0.0	42	2	4.8	
1	394	蘭越町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
1	395	二七コ町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	7	12.3	
1	396	真狩村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
1	397	留寿都村									1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0	
1	398	喜茂別町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
1	399	京極町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6	
1	400	倶知安町									1	0	0.0	1	0	0.0	96	3	3.1	
1	401	共和町									1	0	0.0	1	0	0.0	67	6	9.0	
1	402	岩内町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	9	9.8	
1	403	泊村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
1	404	神恵内村									1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1	
1	405	積丹町									1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8	
1	406	古平町									1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3	
1	407	仁木町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	3	8.8	
1	408	余市町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0	
1	409	赤井川村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7	
1	423	南幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
1	424	奈井江町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	2	3.0	
1	425	上砂川町									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
1	427	由仁町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3	
1	428	長沼町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0	
1	429	栗山町									1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6	
1	430	月形町									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	431	浦臼町									1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1	
1	432	新十津川町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	433	妹背牛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
1	434	秩父別町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	436	雨竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	437	北竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
1	438	沼田町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7	
1	452	鷹栖町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0	
1	453	東神楽町									1	0	0.0	1	0	0.0	61	1	1.6	
1	454	当麻町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6	
1	455	比布町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9	
1	456	愛別町									1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0	
1	457	上川町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5	
1	458	東川町									1	0	0.0	2	0	0.0	5	0	0.0	
1	459	美瑛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
1	460	上富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	104	6	5.8	
1	461	中富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0	
1	462	南富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8	
1	463	占冠村									1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3	
1	464	和寒町									1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3	
1	465	剣淵町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	468	下川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0	
1	469	美深町									1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	
1	470	音威子府村									1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0	
1	471	中川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0	
1	472	幌加内町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
1	481	増毛町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	3	5.3	
1	482	小平町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0	
1	483	苫前町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
1	484	羽幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	94	2	2.1	
1	485	初山別村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
1	486	遠別町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	
1	487	天塩町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6	
1	511	猿払村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	512	浜頓別町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
1	513	中頓別町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
1	514	枝幸町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0		
1	516	豊富町								1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2		
1	517	礼文町								1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0		
1	518	利尻町								1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0		
1	519	利尻富士町								1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0		
1	520	幌延町								1	0	0.0	1	0	0.0	24	2	8.3		
1	543	美幌町								1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0		
1	544	津別町								1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1		
1	545	斜里町								1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7		
1	546	清里町								1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0		
1	547	小清水町								1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6		
1	549	訓子府町								1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0		
1	550	置戸町								1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0		
1	552	佐呂間町								1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0		
1	555	遠軽町								1	0	0.0	1	0	0.0	92	1	1.1		
1	559	湧別町								1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0		
1	560	滝上町								1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3		
1	561	興部町								1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0		
1	562	西興部村								1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3		
1	563	雄武町								1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0		
1	564	大空町								1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0		
1	571	豊浦町								1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0		
1	575	壮瞥町								1	0	0.0	1	0	0.0	33	3	9.1		
1	578	白老町								1	0	0.0	2	0	0.0	100	10	10.0		
1	581	厚真町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0		
1	584	洞爺湖町								1	0	0.0	1	0	0.0	41	3	7.3		
1	585	安平町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9		
1	586	むかわ町								1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0		
1	601	日高町								1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2		
1	602	平取町								1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0		
1	604	新冠町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0		
1	607	浦河町								1	0	0.0	1	0	0.0	80	0	0.0		
1	608	様似町								1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0		
1	609	えりも町								1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0		
1	610	新ひだか町								1	0	0.0	1	0	0.0	161	3	1.9		
1	631	音更町								1	0	0.0	1	0	0.0	181	4	2.2		
1	632	士幌町								1	0	0.0	1	0	0.0	70	0	0.0		
1	633	上士幌町								1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0		
1	634	鹿追町								1	0	0.0	1	0	0.0	57	2	3.5		
1	635	新得町								1	0	0.0	1	0	0.0	90	6	6.7		



都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
1	636	清水町									1	0	0.0	1	0	0.0	130	3	2.3	
1	637	芽室町									1	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2	
1	638	中札内村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5	
1	639	更別村									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	
1	641	大樹町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0	
1	642	広尾町									1	0	0.0	1	0	0.0	38	1	2.6	
1	643	幕別町									1	0	0.0	1	0	0.0	113	4	3.5	
1	644	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
1	645	豊頃町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0	
1	646	本別町									1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3	
1	647	足寄町									1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1	
1	648	陸別町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0	
1	649	浦幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0	
1	661	釧路町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	2	3.4	
1	662	厚岸町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0	
1	663	浜中町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
1	664	標茶町									1	0	0.0	1	0	0.0	39		0.0	
1	665	弟子屈町									1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0	
1	667	鶴居村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	668	白糠町									1	0	0.0	1	0	0.0	78	1	1.3	
1	691	別海町									1	0	0.0	1	0	0.0	115	1	0.9	
1	692	中標津町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3	
1	693	標津町									1	0	0.0	1	1	100.0	44	0	0.0	
1	694	羅臼町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	

- <選択肢回答>  
男女共同参画に関する宣言  
宣言の形態  
1 首長声明  
2 議会の議決  
3 庁内連絡会議の決定  
4 その他



都道府県	市区町村	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																
			問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	その他											
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)					
																												委員会等数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数
1	362	上ノ国町						9	6	82	15	18.3	5	2	23	3	13.0	0	0	0.0	19	0	0.0	1			1					
1	363	厚沢部町						8	4	87	15	17.2	5	2	27	3	11.1	15	0	0.0	16	0	0.0	1			1					
1	364	乙部町						16	13	134	23	17.2	5	2	19	3	15.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1			1					
1	367	厚尻町						8	5	89	11	12.4	4	2	15	2	13.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1			1					
1	370	今金町						6	6	85	8	9.4	5	4	28	7	25.0	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2023年5月30日	2	2023年5月30日	2	2023年5月30日			
1	371	せたな町						25	18	336	68	20.2	5	3	28	4	14.3	0	0	0.0	36	1	2.8	1			1					
1	391	島牧村						12	6	110	14	12.7	5	3	19	5	26.3	24	0	0.0	24	0	0.0	1			1					
1	392	寿都町						8	8	107	18	16.8	5	4	26	6	23.1	22	2	9.1	23	2	8.7	1			1					
1	393	黒松内町						9	8	93	20	21.5	5	3	28	6	21.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1			1					
1	394	蘭越町						8	7	120	17	14.2	5	2	28	2	7.1	31	1	3.2	32	1	3.1	1			1					
1	395	ニセコ町						24	20	225	53	23.6	5	3	25	5	20.0	10	0	0.0	11	0	0.0	1			1					
1	396	真狩村						7	5	65	9	13.8	5	2	24	3	12.5	16	0	0.0	17	0	0.0	1			1					
1	397	留寿都村						13	12	108	34	31.5	5	2	24	3	12.5	13	1	7.7	14	1	7.1	1			1					
1	398	喜茂別町						12	5	86	11	12.8	5	3	21	4	19.0	11	0	0.0	12	0	0.0	1			2	2023年7月20日	2	2023年7月20日		
1	399	京極町	30.0	2031年3月	5	3	25	4	16.0					5	5	48	11	22.9	5	2	26	4	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1		
1	400	倶知安町	40.0	2028年3月	30	27	320	75	23.4	法律又は整理により設置されている審議会等/条例、規則等により設置されている懇談会、会議等/要綱等により設置されている懇談会、会議等	9	7	137	21	15.3	5	3	27	6	22.2	29	2	6.9	30	2	6.7	1			1		
1	401	共和町								19	11	209	24	11.5	6	3	51	7	13.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1			1			
1	402	岩内町	50.0	2030年6月	29	25	314	84	26.8	公職者全体	23	20	277	76	27.4	5	4	22	6	27.3	24	1	4.2	25	1	4.0	1			1		
1	403	泊村								12	9	124	26	21.0	4	1	12	2	16.7	22	2	9.1	23	2	8.7	1			1			
1	404	神恵内村								7	4	56	8	14.3	4	2	14	5	35.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1			1			
1	405	積丹町								8	7	63	20	31.7	5	3	21	3	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1			
1	406	古平町								9	7	88	25	28.4	5	2	19	3	15.8	15	1	6.7	16	1	6.3	1			1			
1	407	仁木町	30.0	2030年3月	23	16	194	34	17.5	法律により設置されている委員会等及び条例、規則等により設置されている懇談会、会議等の委員	15	11	146	25	17.1	5	3	25	5	20.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1			1		
1	408	余市町								31	24	360	62	17.2	5	2	29	3	10.3	20	1	5.0	21	1	4.8	1			1			
1	409	赤井川村								6	3	55	5	9.1	5	3	20	3	15.0	9	0	0.0	10	0	0.0	1			1			
1	423	南幌町	30.0	2027年3月	0	0	0	0	0		29	27	383	98	25.6	5	3	26	4	15.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1			1		
1	424	奈井江町								6	5	41	12	29.3	5	2	23	4	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1			
1	425	上砂川町								4	2	50	12	24.0	4	2	12	2	16.7	18	0	0.0	19	0	0.0	1			1			
1	427	由仁町								7	5	77	11	14.3	6	2	30	3	10.0	21	0	0.0	22	0	0.0	1			1			
1	428	長沼町								17	11	204	30	14.7	6	1	32	1	3.1	30	0	0.0	31	0	0.0	1			1			
1	429	栗山町								20	16	244	41	16.8	6	5	34	7	20.6	0	0	0.0	25	1	4.0	1			1			
1	430	月形町								9	9	113	23	20.4	6	3	26	3	11.5	0	0	0.0	32	3	9.4	1			1			
1	431	浦臼町								13	10	141	30	21.3	5	4	26	5	19.2	20	0	0.0	21	0	0.0	1			1			
1	432	新十津川町								17	13	188	31	16.5	6	4	34	4	11.8	30	0	0.0	31	0	0.0	1			1			
1	433	株別町								9	7	105	12	11.4	6	1	29	1	3.4	23	0	0.0	24	0	0.0	1			1			
1	434	株別町								3	1	18	2	11.1	6	5	27	9	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1			
1	436	雨竜町								12	10	100	19	19.0	6	1	26	1	3.8	18	1	5.6	19	1	5.3	1			1			
1	437	北竜町								9	8	70	14	20.0	6	1	27	2	7.4	20	0	0.0	21	0	0.0	1			1			
1	438	沼田町								6	3	63	4	6.3	5	2	24	3	12.5	18	0	0.0	19	0	0.0	1			1			
1	452	鷹栖町	14.3		1	1	14	2	14.3	農業委員会	20	18	217	79	36.4	5	3	27	5	18.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1		
1	453	東神楽町								12	10	118	39	33.1	5	4	25	5	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1			
1	454	当麻町								12	9	132	21	15.9	5	3	26	3	11.5	0	0	0.0	25	1	4.0	1			1			
1	455	比布町								3	2	32	4	12.5	5	3	25	7	28.0	0	0	0.0	16	0	0.0	1			1			
1	456	愛別町								14	10	136	24	17.6	5	3	27	6	22.2	23	0	0.0	24	0	0.0	1			1			
1	457	上川町								17	12	171	33	19.3	6	5	29	8	27.6	27	0	0.0	28	0	0.0	1			1			
1	458	東川町								8	5	118	26	22.0	5	3	26	5	19.2	28	0	0.0	29	0	0.0	1			1			
1	459	美瑛町								14	11	142	22	15.5	5	3	28	4	14.3	25	1	4.0	26	1	3.8	1			1			
1	460	上富良野町	22.0	2024年3月	16	15	154	38	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	15	154	32	20.8	5	3	26	4	15.4	0	0	0.0	26	1	3.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
1	461	中富良野町								17	13	176	37	21.0	5	2	27	3	11.1	24	2	8.3	25	2	8.0	1			1			
1	462	南富良野町								0	0	0	0	0.0	5	4	23	6	26.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1						

都道府県	市区町村	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																
			問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	その他											
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)					
																												委員会等数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数
1	550	置戸町						6	4	45	12	26.7	5	2	25	2	8.0	6	0	0.0	6	0	0.0	1			1					
1	552	佐呂間町						17	12	175	46	26.3	5	1	29	2	6.9	18	0	0.0	19	0	0.0	1			1					
1	555	遠軽町						15	15	183	46	25.1	6	4	66	21	31.8	0	0	0.0	18	1	5.6	1			1					
1	559	湧別町	30.0	2023年3月	22	19	309	59	19.1	条例に規定している審議会等	22	19	309	59	19.1	5	2	39	3	7.7	40	0	0.0	41	0	0.0	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
1	560	滝上町						11	11	195	43	22.1	5	3	55	16	29.1	35	4	11.4	36	4	11.1	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日			
1	561	興部町						14	11	150	22	14.7	5	2	23	2	8.7	27	1	3.7	28	1	3.6	1			1					
1	562	西興部村						7	7	59	11	18.6	5	2	20	2	10.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1			1					
1	563	雄武町	13.2	2028年3月	25	14	241	47	19.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会、地方自治法第180条の5に基づく委員会及び要綱等に基づく審議会	14	9	160	25	15.6	5	1	23	1	4.3	0	0	0.0	34	4	11.8	1			1		
1	564	大空町						13	12	153	41	26.8	5	3	38	5	13.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1					
1	571	豊浦町	25.0	2028年3月	7	7	47	15	31.9	第202条の3に該当する審議会	7	7	47	15	31.9	5	4	25	7	28.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1		
1	575	壮瞥町						9	8	73	11	15.1	5	2	21	2	9.5	21	0	0.0	22	0	0.0	1			1					
1	578	白老町	50.0	2024年3月	21	19	219	41	18.7	地方自治法(第138条の4)第3項に基づく審議会	16	14	152	34	22.4	5	4	24	4	16.7	28	3	10.7	29	3	10.3	1			1		
1	581	厚真町						6	4	86	7	8.1	5	3	31	4	12.9	27	2	7.4	27	2	7.4	1			1					
1	584	洞爺湖町						26	19	303	59	19.5	6	5	71	10	14.1	0	0	0.0	19	3	15.8	1			1					
1	585	安平町	27.7	2026年3月	32	26	324	92	28.4	町村非常勤職員職種別加入者報告書による報告対象者が属する審議会等	17	14	195	46	23.6	5	4	28	6	21.4	17	0	0.0	18	0	0.0	1	2023年6月9日		1		
1	586	むかわ町	20.0	2026年3月	51	20	295	58	19.7	町村非常勤職員職種別加入者報告書による報告対象者が属する審議会等	20	18	254	54	21.3	5	2	40	4	10.0	30	1	3.3	31	1	3.2	1			1		
1	601	日高町						11	10	177	34	19.2	6	1	33	1	3.0	37	1	2.7	38	1	2.6	1			1					
1	602	平取町						10	10	106	25	23.6	6	4	31	5	16.1	22	1	4.5	23	1	4.3	1			1					
1	604	新冠町						7	4	77	9	11.7	6	3	27	4	14.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1			1					
1	607	浦河町						12	11	139	37	26.6	6	4	28	6	21.4	22	3	13.6	23	3	13.0	1			1					
1	608	様似町	30.0	2030年3月	25	21	210	61	29.0	1.地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 2.地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 3.法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員	16	15	167	40	24.0	6	4	22	5	22.7	26	2	7.7	27	2	7.4	1			1		
1	609	えりも町						9	7	84	12	14.3	6	3	25	3	12.0	16	1	6.3	17	1	5.9	1			1					
1	610	新ひだか町						29	25	356	85	23.9	6	5	27	7	25.9	26	1	3.8	27	1	3.7	1			1					
1	631	音更町	30.0	2024年3月	34	27	361	104	28.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域の審議会は除く)	34	27	361	104	28.8	6	3	36	3	8.3	33	5	15.2	34	5	14.7	1			1		
1	632	士幌町	30.0	2026年3月	34	27	324	72	22.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等	25	21	270	53	19.6	6	3	31	6	19.4	24	3	12.5	25	3	12.0	1			1		
1	633	上士幌町						6	6	76	11	14.5	6	1	29	2	6.9	18	1	5.6	19	1	5.3	1			1					
1	634	鹿追町						20	18	190	63	33.2	6	4	30	5	16.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1			1		2	2023年6月1日		
1	635	新得町	30.0	2025年4月	45	32	485	119	24.5	法律又は条例に基づき設置する審議会および規則その他規定に基づき設置する協議会、委員会等 町で事務局を行っている委員会及び審議会	16	11	167	34	20.4	6	2	28	4	14.3	0	0	0.0	24	1	4.2	1			1		
1	636	清水町	第5次男女共同参画基本計画に基づき【40%】	2025年12月	29	26	286	79	27.6		5	5	77	18	23.4	6	4	33	4	12.1	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年4月1日
1	637	芽室町	50.0	2026年3月	24	22	250	82	32.8	全審議会等	24	21	250	81	32.4	6	5	33	6	18.2	27	5	18.5	28	5	17.9	1			1		
1	638	中札内村	35.0	2025年3月	23	18	202	67	33.2	地方自治法で設置の義務がある教育委員会等および、付属機関として条例で規定している総合行政推進委員会等。	16	15	151	59	39.1	6	3	29	6	20.7	20	3	15.0	21	3	14.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
1	639	更別村						18	15	150	42	28.0	6	4	32	8	25.0	11	0	0.0	12	0	0.0	1			1					
1	641	大樹町						16	12	213	30	14.1	6	3	34	4	11.8	20	0	0.0	21	0	0.0	1			1					
1	642	広尾町						17	12	220	31	14.1	6	3	27	4	14.8	25	0	0.0	26	0	0.0	1			1					
1	643	幕別町						32	27	442	122	27.6	6	3	40	6	15.0	32	5	15.6	33	5	15.2	1			1					
1	644	池田町						18	16	179	48	26.8	6	4	32	4	12.5	0	0	0.0	28	2	7.1	1			1					
1	645	豊頃町	30.0	2031年3月	6	3	30	5	16.7	地方自治法第180条の5に基づく審議会等	12	7	114	11	9.6	6	3	30	5	16.7	35	1	2.9	36	1	2.8	1			1		
1	646	本別町						10	7	117	24	20.5	6	2	31	3	9.7	18	0	0.0	19	0	0.0	1			2	2023年7月1日	2	2023年7月18日		
1	647	足寄町						13	12	178	42	23.6	6	3	26	4	15.4	23	1	4.3	24	1	4.2	1			1					
1	648	陸別町						8	5	73	9	12.3	6	6	26	6	23.1	0	0	0.0	16	0	0.0	1			1					
1	649	浦幌町						19	14	222	67	30.2	6	3	30	5	16.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1			1					
1	661	釧路町	40-60%	2027年3月	39	33	369	104	28.2	地方自治法第202条の3に該当する審議会等	39	33	369	104	28.2	5	4	23	9	39.1	26	0	0.0	27	0	0.0	1			1		
1	662	厚岸町	30.0	2025年3月	30	30	310	93	30.0	市町村防災会議、青少年問題協議会、市町村国民保護協議会など	27	25	300	85	28.3	5	4	27	6	22.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1			1		
1	663	浜中町						19	14	160	30	18.8	5	2	25	3	12.0	22	4	18.2	23	4	17.4	1			1					
1	664	標茶町						12	11	124	35	28.2	5	3	29	6	20.7	16	1	6.3	17	1	5.9	1			1					
1	665	弟子屈町						27	18	231	47	20.3	4	2	21	2	9.5	21	1	4.8	22	1	4.5	1			1					
1	667	鶴居村						7	4	73	15	20.5	5	4	21	5	23.8	18	0	0.0	19	0	0.0	1			1					
1	668	白糠町						10	7	83	17	20.5	5	2	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1					
1	691	別海町						35	27																							



都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																				
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)																					
		森町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		八雲町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		長万部町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		江差町											1	1	7	5	71.4	0	0	0	0	0.0																								
		上ノ国町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		厚沢部町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		乙部町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		奥尻町											0	0	0	0	0.0	1	1	8	4	50.0																								
		今金町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		せたな町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		島牧村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		寿都町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		黒松内町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		蘭越町											1	1	20	9	45.0	1	0	3	0	0.0																								
		二セコ町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		真狩村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		留寿都村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		喜茂別町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		京極町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		倶知安町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		共和町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		岩内町											1	1	15	2	13.3	0	0	0	0	0.0																								
		泊村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		神恵内村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		積丹町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		古平町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		仁木町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		余市町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		赤井川村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		南幌町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		奈井江町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		上砂川町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		由仁町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		長沼町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		栗山町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		月形町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		浦臼町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		新十津川町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		妹背牛町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		秩父別町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		雨竜町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		北竜町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		沼田町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		鷹栖町											0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0																								
		東神楽町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		当麻町											2	2	15	7	46.7	0	0	0	0	0.0																								
		比布町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		愛別町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								
		上川町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																								











調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
			45	156	0	128		32			121	118	118	118	120	81
			51	8	98	27		120			20	19	21	22	29	27
			4	3	39			3			5	8	8	8	7	5
			79	12	18						32	33	31	30	22	51
1	100	札幌市	1	札幌市議会	1	3	1	札幌市議会会議規則	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	
1	202	函館市	1	函館市議会	1	2	1	函館市議会会議規則	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第80条第2項 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(委員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
1	203	小樽市	2	小樽市議会	1	2	1	小樽市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
1	204	旭川市	1	旭川市議会	1	3	1	旭川市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ、その期間を明らかにして議長に届け出ることができる。	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
										1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1	205	室蘭市	1	室蘭市職員旧姓使用取扱要綱 第3条、職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができる。	室蘭市議会事務局	1	2	1	第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	206	釧路市	2		釧路市議会	1	2	1	第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
1	207	帯広市	2		帯広市議会	1	4	2		1		帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 6 議員が議会の会議等(定例会及び臨時会の会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)を欠席する事由以外の事由により連続して欠席し、当該欠席期間が1年を超えた場合における当該1年を超えた日の属する月の翌月から議会の会議等に出席した日の属する月の前月までの当該議員の議員報酬の月額を、第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第25号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じた認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。	4	4	2	2	1	2
1	208	北見市	2		北見市議会	1	2	1	北見市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	209	夕張市	4		夕張市議会	1	2	1	夕張市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	210	岩見沢市	2		岩見沢市議会	1	2	1	岩見沢市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
1	211	網走市	1	網走市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から14日以内に旧姓使用承認申請書により市長に申請してその承認を受けなければならない。 2 市長が前項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書により当該職員に通知するとともに、旧姓使用証明書(第1号様式)を当該職員に交付する。	網走市議会	1	2	1	網走市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
1	212	留萌市	2		留萌市議会	1	3	1	留萌市議会会議規則、留萌市議会委員会条例 留萌市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 留萌市議会委員会条例第19条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
1	213	苫小牧市	1	苫小牧市職員旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、苫小牧市職員(市長以外の者を任命権者とする苫小牧市職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	苫小牧市議会	1	2	1	苫小牧市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の出産については、出産予定日の6週間(多胎妊娠のある場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 前項の出産については、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	214	稚内市	2		稚内市議会	1	2	1	稚内市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合	問12-5で1.を選択した場合	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
1	215	美瑛市	1	美瑛市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和29年法律261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。)が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	美瑛市議会	1	2	1	議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
1	216	芦別市	1	芦別市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓が使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。	芦別市議会	1	3	1	芦別市議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため欠席するときは、当該出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、欠席する期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			1	1	1	1	1	1	
1	217	江別市	2		江別市議会	1	2	1	江別市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	
1	218	赤平市	4		赤平市議会	1	2	1	赤平市議会 会議規則(第88条第2項) 第88条 委員は、事故のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。2 委員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
1	219	紋別市	2		紋別市議会	1	3	1	紋別市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
1	220	士別市	4		士別市議会	1	3	1	士別市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
1	221	名寄市	2		北海道名寄市議会	1	2	1	名寄市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			1	1	1	1	1	2	
1	222	三笠市	2		三笠市議会	1	3	1	三笠市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	223	根室市	1	根室市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	根室市議会	1	3	1	根室市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
1	224	千歳市	1	千歳市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用) 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表(第3条関係) (1) 職員の身分に係るもの(例) 辞令書(免令行為の文書を含む。)、宣誓書、履歴書、身分等の証明書、在職証明書、退職届等 (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの(例) 給与明細書、請手当届、源泉徴収票、市に対する債権及び債務に関する文書等 (3) 公権力の行使に係るもの(例) 許認可、立入検査、徴税法等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書等 (4) その他旧姓使用によって、実務上の混乱が生じるおそれがあると任命権者が判断するもの	千歳市議会	1	3	1	千歳市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		千歳市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き6月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1) 千歳市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年千歳市条例第36号)に規定する公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの 2 前項の規定は、引き続き6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬額を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合は、当該月分)から第1条の議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	225	滝川市	4		滝川市議会	1	2	1	滝川市議会会議規則(第2条第2項) (欠席又は遅刻の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
1	226	砂川市	2		砂川市議会	1	2	1	砂川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
1	227	歌志内市	4		歌志内市議会	1	2	1	歌志内市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4	
1	228	深川市	4		深川市議会	1	3	1	深川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	229	富良野市	1	富良野市職員の旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	富良野市議会	1	3	1	富良野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎出産の場合は10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
1	230	登別市	1	登別市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって氏を改めた後も、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することにより、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職に属する職員並びに同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の職性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図ることを目的とする。	登別市議会	1	3	1	登別市会議規則、登別市議会委員会条例 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出が出来ないときは、その事情がなくなったあと、速やかに議長に届けなければならない。(別記様式第1・2号) 2 議員は、出産のため欠席するとき、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出すことができます。(別記様式第1号) (欠席、遅刻又は早退の届出) 第19条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届出なければならない。(別記様式第10・11号) 2 委員は、出産のため欠席するとき、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出すことができます。(別記様式第10号)	2		1	1	1	1	1	1
1	231	恵庭市	1	恵庭市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるところによる。	恵庭市議会	1	2	1	恵庭市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	1
1	233	伊達市	2		北海道伊達市議会	1	2	1	伊達市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1	234	北広島市	2		北広島市議会	1	2	1	北広島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	235	石狩市	石狩市職員旧姓使用取り扱い要綱 (旧姓の使用) 第3条 職員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる事項において、旧姓を使用することができる。	石狩市議会	1	3	1	石狩市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		石狩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き3月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬月額額の100分の20を、引き続き6月を超えて会議に出席しないときは議員報酬月額額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬月額額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1) 石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(平成8年条例第14号)に基づき認定された公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの 2 前項の規定は、引き続き3月、6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬月額を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合は、当該月分)から第2条第1項の議員報酬月額を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	236	北斗市	北斗市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻などの前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	北斗市議会	1	3	1	北斗市議会会議規則 北斗市議会委員会条例 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 北斗市議会委員会条例 第16条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		北斗市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条 議員等の議員報酬は、引き続き6月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りではない。 (1) 北海道町村議会議員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年北海道町村議会議員公務補償等組合条例第4号)に規定する公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの。 2 前項の規定は、引き続き6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合にあっては、当該月分)から第2条に定める議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	303	当別町	当別町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、この要綱の定めるところによる。	当別町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	4	4	
1	304	新篠津村	新篠津村職員旧姓使用取扱要綱 ○新篠津村職員旧姓使用取扱要綱 令和2年10月16日 要綱第27号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において旧姓を使用できる職員は、次に掲げるものをいう。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第2項に規定する職員 (2) 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第11に掲げるものとする。	新篠津村議会	1	4	2		2		2	2	2	2	2	2	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						
1	304	新篠津村	2 旧姓を使用することができない文書等は、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第5条 村長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を村長に提出しなければならない。 (台帳の整備) 第7条 村長は、旧姓使用職員台帳(様式第4号)を備え、旧姓使用の適正な管理運営に努めなければならない。 (責務) 第8条 第5条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員は、旧姓を使用するに当たって、公務の遂行上混乱を与えないよう適正な使用に努めなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し、必要な事項は村長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に在職中に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第4条の旧姓使用申請書を提出することにより、旧姓の使用の承認を受けることができる。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 基準 例 1 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 職員の身分証明書、法令に基づく身分証明書(徴税吏員証等)、職務の宣誓書、辞令書、退職願、分限、懲戒等の処分に関するもの、人事記録カード、在職証明書等の証明関係書類 2 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の税務署等に関するもの、共済組合に関するもの、退職手当組合に関するもの、各種社会保険に関するもの、公務災害関係書類、健康診断関係文書 3 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 許認可、立入検査及び徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う行政行為に係る文書、契約書及び協定書等、私人との法律上の関係を発生させる文書、官公庁等に係る提出書類													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産後に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	331	松前町	4	松前町議会	1	2	1	松前町議会会議規則 第2条 1 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2					
1	332	福島町	2	福島町議会	1	2	1	福島町議会会議条例 第3条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出る。(中略) 4 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する。	1	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例 第4条 3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)第3条第2項による届け出があつたのち、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が、次のいずれかに該当する場合は、歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1) 届け出た日から90日を超えたとき 100分の20 (2) 届け出た日から180日を超えたとき 100分の50 (3) 届け出た日から365日を超えたとき 100分の70 4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日、180日、365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、事実が生じた日の属する月の前月をもって終了する。	1	1	1	1	1	1	1
1	333	知内町	4	知内町議会	1	3	2		2								
1	334	木古内町	2	木古内町議会	2	3	2		2								
1	337	七飯町	1	七飯町議会	1	3	1	七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例 第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条第5項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員本人の出産のときは全額支給する	1	1	1	1	1	1	
1	343	鹿部町	4	鹿部町議会	1	3	1	鹿部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
1	345	森町	4	森町議会	1	3	1	森町議会会議規則(平成17年規則第155号)第2条第1項 「公務、傷病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を届けなければならない。ただし、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	1	森町議会会議規則(平成17年規則第155号)第2条第2項 届出(以下「離席届」という。)があつたのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届出(以下「帰席届」という。)があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。	1	1	1	1	1	1	1
1	346	八雲町	4	八雲町議会	1	2	1	八雲町議会会議規則(第2条第1項及び第2項)(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期間の欠席による減額規定はあるが、出産については適用除外している。	1	1	1	1	1	1	
1	347	長万部町	2	長万部町議会	1	3	2		2								
1	361	江差町	4	江差町議会	1	2	1	江差町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
1	362	上ノ国町	3	上ノ国町議会	2												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
1	363	厚沢部町	4	厚沢部町議会	1	2	1	厚沢部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
1	364	乙部町	4	乙部町議会	1	4	2	奥尻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	3	4
1	367	奥尻町	2	奥尻町議会	1	2	1	奥尻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
1	370	今金町	2	今金町議会	1	2	1	今金町議会会議規則第1章第2条第2項 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4
1	371	せたな町	3	せたな町議会	1	3	1	せたな町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	4	
1	391	島牧村	2	島牧村議会	1	3	2	寿都町議会規則第2条の2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	3	
1	392	寿都町	4	寿都町議会	1	2	1	黒松内町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	4	
1	393	黒松内町	4	黒松内町議会	1	2	1	黒松内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条4 議会議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議長が認めた会議及び研修会等(以下「議会等」という。)を引き続いて長期間欠席したときは、その欠席の初日を起算日とし、後日の議会等に出席した日又は議長が本人からの届出を受け、正常な議員活動に専念できると判断した日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「職務休止期間」という。)については、次の表に定める区分に応じた減額割合をもって、第1項に定める議員報酬を減額する。 職務休止期間 減額の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上365日未満 100分の30 365日以上 100分の50 5 前項の規定による議員報酬の減額は、職務休止期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、職務休止期間の末日の属する月をもって終了する。	1			1	1	1	1	1	1
1	394	蘭越町	2	蘭越町議会	2							3	3	3	3	3	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
		1 395	二セコ町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、町に勤務する職員(一般職、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合は手続等に関し必要な事項を定めるものとする。  (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 機嫌録、職員録、名刺その他単に氏名が記載されたもの (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2. 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。ただし、職員の身分関係を規定する文書のうち、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないものとして、町長が特に認めるものについては、この限りでない。	二セコ町議会	1	3	1	2					4	4	4	4	4	2	
		1 396	真狩村	4	真狩村議会	4													
		1 397	留寿都村	1	留寿都村議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	4
		1 398	喜茂別町	2	喜茂別町議会	1	4	2	2					4	4	4	4	2	
		1 399	京極町	2	京極町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
		1 400	俱知安町	4	俱知安町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	2
		1 401	共和町	4	共和町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	
		1 402	岩内町	2	岩内町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
		1 403	治村	4	治村議会	4								4	4	4	4	4	4
		1 404	神恵内村	2	神恵内村議会	2								2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	405	積丹町	2	積丹町議会	1	2	1	積丹町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
1	406	古平町	4	古平町議会	1	2	1	古平町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
1	407	仁木町	4	仁木町議会	1	2	1	仁木町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議会議員が長期欠席期間を生じた場合の議員報酬は、議員報酬等条例の規程により支給されるべき議員報酬に、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。		1	1	1	1	1	1	
1	408	余市町	2	余市町議会	1	3	1	余市町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
1	409	赤井川村	4	赤井川村議会	1	2	1	赤井川村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	議会の議員の長期欠席等における議員報酬の特例に関する条例 第6条1項7号 議員の妊娠又は出産で、次に掲げる期間の範囲内の場合(村議会の会議等や欠席することについて議長及び委員長に届けている場合に限る。)		2	2	2	2	2	2	
1	423	南幌町	4	南幌町議会	1	2	1	南幌町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	1	南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員の議員報酬 5 南幌町議会会議規則(平成14年議会規則第1号)第2条による届出があったのち、議会活動及び議員活動ができる旨の届出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の議員報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1) 欠席期間が90日以上180日未満 100分の25 (2) 欠席期間が180日以上270日未満 100分の50 (3) 欠席期間が270日以上 100分の75		1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	424	奈井江町	2	奈井江町議会	1	2	1	奈井江町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が長期療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例に定める議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までに(以下「欠席期間」という。)に応じて、議員報酬条例第1条の規定にかかわらず次の表に定める割合を乗じて得た額を議員報酬の月額から減額するものとする。 欠席期間の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の40 365日以上 100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が90日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。)から町議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。)まで(以下「減額月」という。)適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りではない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までを通じて同じ割合を減額しないときは、その議員報酬の額はその減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月15日及び12月15日(以下「基準日」という。)のそれぞれ前3箇月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に、欠席期間に応じて前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額を期末手当から減額する。 2 基準日の前3箇月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。	1	1	1	1	1	2	
1	425	上砂川町	4	上砂川町議会	4			由仁町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					4	4	4	4	4	
1	427	由仁町	1	由仁町議会	1	2	1	由仁町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。														
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
1	427	由仁町	(その他) 第9条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に必要事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成24年7月6日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要領の施行の日から平成24年8月31日までに、第2条の旧姓使用承認申請書を所属長を経由して町長に提出することにより、旧姓の使用の承認を申請することができる。																				
1	428	長沼町	1 長沼町職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請) 第2条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第3条 町長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)により整理するものとする。 (承認の取消し) 第4条 町長は、前条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、旧姓の使用の承認を取り消すときは、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (他の任命権者から異動した場合の取扱い) 第6条 町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入し又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して町長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。 (旧姓を使用できる文書等) 第7条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表第2のとおりとする。 (職員の責務) 第8条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	長沼町議会	1	2	1		2									1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められている。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1	429	栗山町	2	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	栗山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1. あり 2. なし 3. その他	その他	1	1	1	1	1	1
1	430	月形町	4	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	月形町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1. あり 2. なし 3. その他	その他	1	1	1	1	1	1
1	431	浦臼町	4	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	浦臼町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1. あり 2. なし 3. その他	その他	1	1	1	1	1	4
1	432	新十津川町	2	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	新十津川町議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1. あり 2. なし 3. その他	新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 第3条第6項 議員が自己都合、疾病その他の理由により、議員活動を引続きして休止したときは、議員報酬の額に、当該休止期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額した議員報酬を支給する。 (1)3か月を超え6か月以下の期間 100分の20 (2)6か月を超え12か月以下の期間 100分の30 (3)12か月を超える期間 100分の50 第3条第7項 前項の規定による議員報酬の減額は、当該休止期間が3か月、6か月又は12か月を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終了する。 第3条第8項 議員活動の休止の理由が公務災害、町の要請による議員活動の際の事故等による負傷又は疾病であると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。	4	4	4	4	2	4
1	433	妹背牛町	4	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	妹背牛町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1. あり 2. なし 3. その他	妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条6 議員が自己都合、疾病その他の理由により、妹背牛町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)第2条第1項の届出による町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)があるときは、議員報酬の額に、当該欠席期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額した議員報酬を支給する。 (1) 90日以上180日未満 100分の20 (2) 180日以上270日未満 100分の30 (3) 270日以上365日未満 100分の40 (4) 365日以上 100分の50	1	1	1	1	1	4
1	434	秩父別町	2	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	秩父別町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1. あり 2. なし 3. その他	その他	1	1	1	1	1	4
1	436	雨竜町	4	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	雨竜町議会会議規則				3	3	3	3	3	3
1	437	北竜町	4	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	北竜町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1. あり 2. なし 3. その他	その他	4	4	4	4	4	4



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-4の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
1	438	沼田町	4	沼田町議会	3			鷹栖町議会会議規則							2	3	3	3	2	1
1	452	鷹栖町	4	鷹栖町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1					
1	453	東神楽町	1	東神楽町議会	1	2	1	東神楽町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
1	454	当麻町	4	当麻町議会	1	2	1	当麻町議会会議規則 第1条 略第1条 略(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 略 3 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1			
1	455	比布町	4	比布町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	2	4				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	456	愛別町	1	愛別町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 職員(愛別町職員定数条例(昭和57年条例第7号)第1条に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 (旧姓使用の申請等) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記第3号様式)により整理し、職員履歴票の事項欄に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第3条 旧姓使用職員は、前条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 3 町長は、第1項の届の提出があったとき又は前項の取り消しがあったときは、職員履歴票の事項欄に旧姓使用中止(取り消し)年月日を記入しなければならない。 4 旧姓使用を中止した職員が再び旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、おおむね別記1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2に掲げるものとする。 (職員の責務) 第5条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町長や他の職員などに誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。 附 則(令和4年3月1日要綱第21号) この要綱は、公布の日から施行する。 別記1 名札 座席表 名刺 電話番号簿 職員名簿 事務分掌 起案書の記名・押印 メールアドレス 復命書 出勤簿 休暇等処理簿 職務専念義務免除届 営利企業等の従事制限許可申請書 育児休業承認請求書・育児短時間勤務承認請求書・部分休業承認請求書 外勤・短時間出張命令書 超過勤務命令書 週休日の振替及び半日勤務時間割振変更簿 代休日指定簿 原稿執筆 研究論文 その他旧姓使用により職務遂行上又は事務処理上支障が生じるおそれないと町長が認めるもの 別記2 1 職員の身分関係に係る文書等 任免関係書類(辞令、処分説明書、人事発令、履歴書、退職届など)、宣誓書、身分証明書など 2 戸籍の氏名と一致させる必要のある文書 給与・振替・児童手当支給関係文書、共済・互助会関係書類、公務災害関係書類、現金出納簿・物品出納簿・現金取扱簿・物品取扱簿・資金前渡員などの氏名の表記、財務規則等に定める会計事務帳票及び証書類のうち請求行為に係るものなど 3 公権力の行使に係る文書 許認可、建築確認、営業許可、立入検査、徴税など法令に基づく行政処分に係る文書 4 法律上の関係を発生させる文書 契約書、協定書、入札関係書類、不服申立関係書類など	愛別町議会	1	3	1	愛別町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなった時と同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 2. 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	457	上川町	4	上川町議会	1	2	1	上川町議会会議規則 第3項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2
1	458	東川町	2	東川町議会	1	4	2	美瑛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 3. 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	2	
1	459	美瑛町	1	美瑛町議会	1	2	1	美瑛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 3. 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1	460	上富良野町	4	上富良野町議会	1	2	1	上富良野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
1	461	中富良野町	1	中富良野町議会	1	2	1	中富良野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
1	462	南富良野町	4	南富良野町議会	1	3	2		2		4	4	4	4	4	4
1	463	占冠村	4	占冠村議会	1	3	2		1	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 第3条第2項 占冠村議会会議規則(昭和62年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第2条第2項の届出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を第2条に定める議員報酬から減額するものとする。	2	2	2	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
	1 464	和寒町	1	和寒町議会	1	2	1	和寒町議会会議条例 (欠席等の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ができない場合は、その事情がなくなった後、速やかに議長に届けなければならない。 2 議員は、病気又は事故等により7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を文書で議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1) 北海道町村議会公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 3 議員が出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	4
	1 465	剣淵町	1	剣淵町議会	1	2	1	剣淵町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
	1 468	下川町	2	下川町議会	1	2	2		2					1	1	1	1	1	1
	1 469	美深町	2	美深町議会	1	2	1	美深町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
	1 470	音威子府村	3	音威子府村議会	3									3	3	3	3	3	3
	1 471	中川町	4	中川町議会	1	2	1	中川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
	1 472	樺加内町	4	樺加内町議会	4									4	4	4	4	2	4
	1 481	増毛町	4	増毛町議会	4									4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択し、産後に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
1	482	小平町	4	小平町議会	1	2	1	小平町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2	
1	483	苫前町	4	苫前町議会	1	2	1	苫前町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
1	484	羽幌町	4	羽幌町議会	1	2	1	羽幌町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	4	1	
1	485	初山別村	4	初山別村議会	1	3	1	遠別町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
1	486	遠別町	3	遠別町議会	1	2	1	遠別町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
1	487	天塩町	4	天塩町議会	3			猿払村議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 期会中においても、議会外の業務のため長期(1ヶ月以上)にわたる村を離れるとき、又は病氣療養又は議員活動ができなくなったと認められる場合は、その旨を議長に届け出なければならない。なお、帰村したとき、また、議員活動ができると判断されるに至ったときも同様とする。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								4	4	4	4	4	4	4
1	511	猿払村	4	猿払村議会	1	2	1	猿払村議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)第2条第2項による欠席の届出があった日から、6か月を経過する場合は100分の30、1年を経過する場合には100分の50を、翌月以降の議員報酬から減額するものとする。ただし、議員活動のできない事由が公務災害として認定された療養の場合は、議員報酬の全額を支給する。 4 前項本文の適用を受けている者が、再びその職務に従事することとなった場合には、復帰等の届出があった日から日割計算をもって議員報酬を支給する。								1	1	1	1	1	1	
1	512	浜頓別町	4	浜頓別町議会	1	2	1	浜頓別町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1	
1	513	中頓別町	2	中頓別町議会	1	2	1	中頓別町議会会議規則 第2条 第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。第2項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								1	1	1	1	1	4	
1	514	枝幸町	4	枝幸町議会	1	2	1	枝幸町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
1	1516	豊富町	4	豊富町議会	1	4	2	礼文町議会会議規則	2			4	4	4	2	2	4
1	1517	礼文町	4	礼文町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	1518	利尻町	1	利尻町議会	2			利尻町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により任命権者に申請してその承認を受けなければならない。 2 任命権者は、前項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書(様式第2号)により、所属長を通じ、当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知する。				2	2	2	2	2	2
1	1519	利尻富士町	4	利尻富士町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	4
1	1520	幌延町	2	幌延町議会	1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	1543	美幌町	4	美幌町議会	1	2	1	美幌町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出のあった日のいずれか早い日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1
1	1544	津別町	1	津別町議会	1	2	1	津別町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日またはその範囲内※第2条2	2			2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	546	斜里町	斜里町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、斜里町職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、実子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の取消) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者が職務遂行又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に関する旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止等) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を申請することはできない。 (責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に町民、職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。また、当該職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適正な運用が図られるよう努めなければならない。 (他団体への職員派遣) 第8条 国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例基準 主な文書等の例 1氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じないもの (1) 職員録 (2) 職員名札 (3) 事務分担表 (4) 産席表 (5) 名刺 2起案文書 (1) 起案文書 (2) 提案文書 (3) 決議文書 3職員の権利及び義務に関する文書等のうち、容易に職員の同一性が確認できるもの (1) 休暇簿 (2) 時間外勤務等命令簿 (3) 育児休業承認請求書 (4) 部分休業承認請求書 (5) 職務専念義務免除申請書 (6) 通勤届 (7) 住居届 (8) 扶養親族届 4その他他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、輕易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの  別表第2(第2条関係) 旧姓を使用することができない文書等の基準及び例基準 主な文書等の例 1公権力の行使に関わるもの (1) 立入検査、徴税等の行政処分に関する文書 (2) その他職員の身分に基づいて行う行政行為に関する文書 2職員の権利及び義務に関する文書等のうち、他の機関に与える影響が大きいもの (1) 給与等に関する文書 (2) 共済組合に提出する文書 (3) 銀行等に提出する文書 (4) 地方公務員災害補償基金等に提出する文書 (5) 職員派遣に関する文書 3身分関係に関わる文書等で法令等に基づくもの (1) 身分証明書 (2) 辞令書 (3) 分限、懲戒等の処分に関する文書 (4) 処分説明書 (5) 退職届 4その他 その他旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると所属長が認めるもの	斜里町議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産後に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
コ ロ ナ ビ ル 名			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
1	546	清里町	4		清里町議会	1	3	1	清里町議会会議規則 第2条2 議員は、出産する前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
1	547	小清水町	4		小清水町議会	1	4	2		2														
1	548	獅子府町	4		獅子府町議会	4																		
1	550	置戸町	4		置戸町議会	1	2	1	置戸町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
1	552	佐呂間町	4		佐呂間町議会	1	2	1	佐呂間町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
1	555	遠軽町	4		遠軽町議会	1	2	1	遠軽町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規程にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
1	559	湧別町	1	湧別町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限って、旧姓を使用することができる。	湧別町議会	1	2	1	湧別町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			湧別町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出のあった日のいずれか早い日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日以上180日未満 100分の70 180日以上365日未満 100分の60 365日以上 100分の30 2 前項の規定は、欠席期間が各規定日数を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から欠席期間に相当する期間まで適用する。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外の場合には、当該議員報酬の額は、その減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。	1	2	2	2	2	4					
1	560	滝上町	4		滝上町議会	4																		
1	561	興部町	4		興部町議会	1	2	1	興部町議会規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
1	562	西興部村	2		西興部村議会	4																		
1	563	雄武町	4		雄武町議会	1	4	2		2														
1	564	大空町	4		大空町議会	1	3	1	大空町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		出産は報酬減額の適用除外としている。												
1	571	豊浦町	2		豊浦町議会	1	4	2		2														



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	576	社管町	4	社管町議会	1	3	1	社管町議会会議規則 (欠席等の届出)  第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。  2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	
1	578	白老町	2	白老町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	1	1	
1	581	厚真町	2	厚真町議会	1	3	2		2		1	2	2	2	2	2	
1	584	洞爺湖町	1	洞爺湖町議会	1	2	1	洞爺湖町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	585	安平町	2	安平町議会	2											
1	586	むかわ町	4	むかわ町議会	1	2	1	むかわ町議会会議規則  (第2条第1項)議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条第3項)議員は、開会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることになったときも同様とする。	1							
1	601	日高町	1	日高町議会	1	4	2			1						
日高町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、町に勤務する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係の規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。 (使用申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(第1号様式)により所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 前項の申請は、原則として、日高町職員服務規程(平成18年日高町訓令第35号)第9条第2項の履歴書変更届出と併せて行うものとする。 (使用承認・不承認) 第4条 町長は、前条第1項の申請を受けた場合においては、旧姓の使用の可否を旧姓使用承認・不承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。 (台帳の整備) 第5条 町長は、旧姓使用職員台帳(第3号様式)を備え、旧姓使用の適正な管理運営に努めなければならない。 (異動) 第6条 第4条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓を使用するに当たって、公務の遂行上混乱を与えないよう適正な使用に努めなければならない。 (中止の届) 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により届け出なければならない。 (使用承認の取消) 第8条 町長は、旧姓使用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合においては、旧姓使用承認取消通知書(第5号様式)により、本人に通知する。 (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。 (2) 公務の遂行上混乱を生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。 (3) その他、町長が取消しを必要と認めるとき。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。				1	4	2			1							
1	602	平取町	1	平取町議会	4											
1	604	新冠町	4	新冠町議会	1	2	1	新冠町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
1	607	浦河町	4	浦河町議会	1	4	2			2						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	608	様似町	4	様似町議会	1	2	1	様似町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (宿所又は連絡所の届出)	1	報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例 第2条 報酬は、月額報酬及び日額報酬の2種とし、報酬額は、別表第11に定めるところによる。 2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が、定例及び臨時議会に引き続き1箇年間出席しないときは、1箇年で降出席するに至る間の議員報酬は、支給しない。 3 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の欠席が公務災害による療養、その他これに準ずる理由によるときは、前項の規定にかかわらずその全額を支給する。	1	1	1	1	1	1	
1	609	えりも町	4	えりも町議会	1	2	1	えりも町議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	
1	610	新ひだか町	2	新ひだか町議会	1	2	1	新ひだか町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							2	
1	631	音更町	1	音更町議会	1	3	1	音更町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	
1	632	士幌町	1	士幌町議会	2			職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することが可能な文書等 名刺、名刺、職員録、職員配置図、座席表、事務分担表、事務引継書、回覧用紙、起案文書、決裁に係る押印、出勤簿、休暇等請求票、旅行命令簿、復命書、育児休業承認請求書、休日等勤務命令簿兼振替日等命令簿、時間外勤務等命令簿、営利企業等従事許可申請書、人事評価シート、その他法令に基づかない簡易な文書等で所屬長が認めたもの									2



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
1	634	鹿追町	2	鹿追町議会	4			町議会会議規則									4	4	4	4	3	4
1	635	新得町	1	新得町議会	1	3	1		2								1	1	1	1	1	1
1	636	清水町	1	清水町議会	1	2	1	清水町議会規則第2条第2項	2								1	1	1	1	1	1
1	637	芽室町	1	芽室町議会	1	3	2		1								2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
1	638	中札内村	1	中札内村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれなく職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは旧姓を使用することができる。	中札内村議会	1	2	1	中札内村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条の2 議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会(以下「議会等」という。)を引き続いて長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた額に、議会等に出席できない期間に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じた額とする。 議会等に出席できない期間 割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の75 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議会等に出席できない期間が180日又は365日を経過する日の属する翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からそれぞれ開始し、議会等に出席ができることとなった場合においては、その日の属する月(その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)を持って終了する。 3 議会等に出席できない事由が、北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害及びその他議長が特に認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。	1	1	1	1	1	1	1
1	639	更別村	2		更別村議会	1	2	1	更別村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	
1	641	大畑町	2		大畑町議会	1	4	2		2						4	4	4	4	4	4		
1	642	広尾町	2		広尾町議会	1	2	1	広尾町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、閉会中においても7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また議会活動ができることとなったときも同様とする。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
1	643	幕別町	1	幕別町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も円滑な職務遂行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準に該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については、使用を認めないものとする。	幕別町議会	1	2	1	幕別町議会会議規則第2条第3項 第1条の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動ができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、その旨をあらかじめ議長に提出しなければならない。	2							1	1	1	1	1	1	
1	644	池田町	4		池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条 3 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動ができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届・長期不在届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
1	645	豊頃町	4		豊頃町	1	3	1	豊頃町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1	
1	646	本別町	4		本別町議会	1	2	2		2						1	1	1	1	1	1		

都	市	区	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
						足寄町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱をまねくおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	足寄町議会	1	2	1	足寄町議会総合条例 第23条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、閉会中においても議会活動以外の業務のため7日以上足寄町を離れるときは、又は病状療養若しくは議会活動及び議員活動ができなくなると認められる場合は、その首長に届けなければならない。また、帰町したとき、若しくは議会活動及び議員活動ができると判断されるに至ったときも同様とし、さらには3か月以上の長期欠席については、常に状況を議長に報告するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 4 前2項に規定する議会活動とは、本会議、委員会、又は議長が認めた各会議に出席したときとし、議員活動とは、各議員が町政に関わる調査活動等をしたときとする。	2													
							陸別町議会	1	2	1	陸別町議会会議規則 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2													
							浦幌町議会	1	2	1	浦幌町議会会議規則 第2条 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届・長期不在届を提出することができる。	1													
						釧路町職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、職員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この訓令において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員を除く。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 法律等に基づかない文書等、その他町長が認める簡易なもの 2 旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に関するもの (2) 公権力の行使に当る行為に関するもの (3) 対外的に権利又は義務関係が生ずるもの (4) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、業務遂行上又は事務処理上支障を生じさせるおそれのあるもの (5) 法律上の関係を生じさせるもの 3 旧姓を使用する者は、旧姓を使用できる文書等には、原則として統一して旧姓を使用しなければならない。	釧路町議会	1	4	2															
							厚岸町議会	1	2	1	厚岸町議会会議規則 【欠席の理由】第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
1	663	浜中町	4				浜中町議会	1	4	2		2													
1	664	標茶町	2				標茶町議会	1																	
1	665	弟子屈町	2				弟子屈町議会	4																	
1	667	鶴居村	2				鶴居村議会	2																	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1	668	白糠町	4	白糠町議会	1	2	1	白糠町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	691	別海町	2	別海町議会	1	2	1	別海町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	692	中標津町	4	中標津町議会	1	3	1	中標津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	693	標津町	4	標津町議会	1	2	1	標津町議会会議規則 第2条の2 前条の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	694	羅臼町	4	羅臼町議会	1	2	1	羅臼町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1





都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を記入してください。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
	1215 美瑛市	4	4	3				3		3			2	
	1216 戸別市	4	4	3				3		3			2	
	1217 江別市	4	4	1	1	2		3		3		4	2	
	1218 赤平市	4	4	2				3		2		4	2	
	1219 紋別市	4	4	3				3		3		4	2	
	1220 士別市	4	4	2				2	2	3		4	2	
	1221 名寄市	4	4	3				3		3		4	2	



都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	3 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
1	226	砂川市	4	4	3			3		3	4		2	
1	227	歌志内市	4	4	2			2	3	3	1	歌志内市議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる次項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する証明書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) その他、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	2	
1	228	深川市	4	4	3			3		3	2		2	
1	229	富良野市	4	4	3			3		3	4		3	
1	230	登別市	4	4	1	1	登別市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準)第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。(8)セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	1	1	3	1	登別市議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、登別市議会議員(以下「議員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、議員活動において変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの (承認の申請) 第3条 議員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。	2	オンライン委員会、オンライン会議
1	231	恵庭市	4	4	1	3	オンラインではあるが研修ビデオ視聴(2回実施) 恵庭市議会ハラスメント根絶条例 ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。 よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、恵庭市議会議員(以下「議員」という。)(問又は恵庭市職員(以下「職員」という。))と議員間におけるハラスメントの根絶のために必要な事項を定め、市民から信頼される市政及び議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ハラスメント パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びSOGI(ソジ)ハラスメント(性的指向や性自認に関して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の精神的又は肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。)(2) 職員 恵庭市に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。	1	1	3	4	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)を防止するための倫理防規正 2. 議員向け研修を議員向けに実施している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
1231	恵庭市				(適用範囲) 第3条 この条例は、議員間又は職員と議員間において生じたハラスメントの問題について適用する。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、速やかに社会的信望があり、識見の高い者から指名選任した委員によるハラスメント問題に関する第三者委員会を設置し、当該事案の調査及び把握に努め、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。 (公表等) 第5条 議長は、前条第1項の調査によりハラスメント行為があったと確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った者の氏名を公表し、是正措置を講じなければならない。 (議長の職務代行) 第6条 議長が第4条第1項の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。 (議員の責務) 第7条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントに関する行動指針を遵守し、ハラスメントの抑止及び根絶に努めるものとする。 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。 (プライバシーの保護) 第8条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (研修等) 第9条 議長は、ハラスメントの根絶を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。 (委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。		3						2	
1234	北広島市					1		1	2	2		2		
1235	石狩市					3		3		3		1	指定避難所運営マニュアル 避難所では"女性"の視点に立った配慮が必要となるので、本部長・副本部長には、女性を1名以上選出します。	
1236	北斗市							3		4		2		
1303	当別町							3		4		2		
1304	新篠津村							3		4		2		
1331	松前町							3		4		2		
1332	播磨町							3		4		2		
1333	知内町							3		4		2		
1334	木古内町							3		2		3		
1337	七飯町							3		4		2		
1343	鹿部町							3		4		3		
1345	森町							3		4		3		
1346	八雲町							3		2		2		
1347	長万町							3		2		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト を 設 置 し て い る に 関 す る 他 の 内 容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
1361	江差町	4	4	3				3		3	1	江差町議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、江差町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名及び旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)の使用、または議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	2	
1362	上ノ国町	4	4	3				3		3	4		2	
1363	厚沢部町	4	4	3				3		3	1	厚沢部町議会議員の通称名等の使用に関する規程 ○厚沢部町議会議員の通称名等の使用に関する規程 令和3年8月16日 議会訓令第1号 (趣旨) 第1条 この規程は、厚沢部町議会議員(以下「議員」という。)が、議会における通称名等の使用に係る手続きについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表2に掲げる字体(以下「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合、通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合、引き続き若しくは一定期間経過後使用する、氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は次に掲げる事項については、通称名等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬、手当、費用弁償等の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明等各種証明書 (7) 町村議会共済会(互助会等)に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの 第3条 通称名等を使用しようとする議員は、議長に対し通称名使用申請書(別記様式第1号)により申請しなければならない。 (承認) 第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合には、特段の事情がない限り、通称名等の使用を承認するものとする。 2 議長は、前条の申請に対する承認の可否の結果を、通称名等使用承認(不承認)通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。	2	



都 道 府 県	市 区 町 村	支 庁 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある(ハラスメント防止規定を制定している)に 2. 関するハラスメント防止規定がない(ハラスメント防止規定を制定していない)に 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
1454	当麻町		4	1	3				3		3	4		1	災害対策本部の各部所掌事務 社会福祉施設の被害調査に関すること。 応急食料の供給及び炊き出しの実施に関すること。 救援(支援)物資の調達及び配布に関すること。 日赤救助活動の連絡調整に関すること。 当麻町社会福祉協議会(当麻町ボランティアの会)との連絡調整に関すること。 被災者の生活保護に関すること。 被災者の被災調査及び生活支援に関すること。 被災相談(民生関係)に関すること。 その他特命事項に関すること。※ 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。 被災者の健康管理、感染症の予防に関すること。 救急薬品・衛生用品の確保に関すること。 住民の心身の健康状態と生活環境の把握に関すること。 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること。 救護所の設置及び管理に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療、助産の薬品等の調達に関すること。 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること。 助産及び被災者の救護に関すること。 被災相談(保健関係)に関すること。
1455	比布町		4	4	3				3		3	4		3	
1456	愛別町		4	4	1	1			1	2	3	4		2	







都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト を 倫 理 防 止 規 定 す る ハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 関 3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
1578	白老町	4	4	2				2		3	1	白老町議会議員旧姓使用取扱要綱 平成15年6月10日 議会訓令第1号 (趣旨) 第1条 この要綱は、白老町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の申請) 第3条 議員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附則 (施行期日) 1 この要綱は、平成15年6月10日から施行する。 別表(第2条関係) 1 履歴に関する届出書類 2 身分証明書 3 辞職願 4 給与・旅費・費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 徴収・徴収の申請 7 在職証明書等各種証明書 8 北海道町村議会議員共済会に関する各種届出書 9 その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
1581	厚真町	4	4	2						3	4		2		
1584	洞爺湖町	4	4	3						3	4		3		
1585	安平町	4	4	2						3	4		2		
1586	むかわ町	4	4	3						3	4		2		
1601	日高町	4	4	3						3	4		2		
1602	平取町	4	4	3						3	4		2		
1604	新栄町	4	4	3						3	4		2		
1607	清川町	4	4	3						3	4		2		
1608	様似町	4	4	3						3	4		2		
1609	えりも町	4	4	3						3	4		3		
1610	新ひだか町	4	4	3						3	4		2		
1631	音更町	4	4	3						3	2		2		
1632	士幌町	4	4	3						3	4		2		
1633	上士幌町	4	4	3						3	4		2		
1634	鹿追町	4	4	3						3	4		2		
1635	新得町	4	4	3				1		3	4		2		
1636	清水町	4	4	3						3	4		2		
1637	芽室町	4	4	3						3	4		2		
1638	中札内村	4	4	2						3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ラ 規 ス が 定 メ ン ト 倫 理 防 規 止	す 2 を 議 員 向 け メ ン ト を 設 置 し て い ら れ る 窓 口 開	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
1639	更別村	4	4	1		2			3		3	1	更別村議会議員の旧姓等の使用に関する規程(使用の範囲)第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、旧姓等を使用することができるものとする。	2	
1641	大樹町	4	2	3					3		3	1	大樹町議会議員の通称名等の使用に関する規定 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。(3)兼字縁組等の事由により氏に変更があった場合、引き継ぎ若しくは一定期間経過後使用する。氏の変更前の氏	2	
1642	広尾町	4	4	3					3		3	4		2	
1643	轟別町	4	4	3					2	3	3	4		2	
1644	池田町	4	4	3					3		3	4		2	
1645	豊頃町	4	4	2					2	3	2	4		2	
1646	本別町	4	4	3					1	3	1	4		2	
1647	定奇町	4	4	3					3		3	4		2	
1648	陸別町	4	4	3					3		3	4		3	
1649	浦幌町	4	4	3					3		3	4		2	
1661	釧路町	4	4	3					3		3	2		2	
1662	厚岸町	4	4	2					2	2	2	4		2	
1663	浜中町	4	4	3					3		3	4		2	
1664	羅臼町	4	4	3					3		3	3		2	
1665	弟子屈町	4	4	3					2	3	1	4		3	
1667	鶴居村	4	4	3					3		3	4		2	
1668	白糠町	4	4	3					3		3	4		2	
1691	別海町	4	4	3					3		3	4		2	
1692	中標津町	4	4	3					2	3	3	4		2	
1693	標津町	4	4	3					2	3	2	4		2	
1694	羅臼町	4	4	3					3		3	4		2	